

「3 表の内容に係る電子計算機等」を「3 表の内容に係る入出力装置等」に改め、同様式の備考1から備考3までの規定中「入出力装置」を「電子計算機」に改め、同様式の備考3中「令第2条第4項」を「第2条第1項」に改め、同様式の備考7中「令第2条第3項の規定により」を削ぐ、同様式の備考8中「令第2条第4項」を「第2条第1項」に改め、

（特許法施行規則の一部改正）  
 第二条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第10号）の一部を次のように改める。  
 様式第十三の備考5中「特許法施行令第2条第4項」を「特許法施行規則第2条第1項」に改める。

（意匠法施行規則の一部改正）  
 第三条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第12号）の一部を次のように改める。  
 様式第十四の備考7中「特許法施行令第2条第4項」を「特許法施行規則第2条第1項」に改める。

（商標法施行規則の一部改正）  
 第四条 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第13号）の一部を次のように改める。  
 様式第十五の二の備考8中「特許法施行令第2条第4項」を「特許法施行規則第2条第1項」に改める。

（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）  
 第五条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正（平成八年通商産業省令第64号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第225号）」を「特許法施行令」とし、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第41号）」を「特許法施行令第一号から第四号まで」とし、「特許法施行令第一号から第四号まで」を「特許法施行規則第十号から第五十一号まで」とし、「特許法施行令第一号から第四号まで」を「特許法施行規則第十号から第五十一号まで」に改め、同条第三項中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第41号）」を「特許法施行規則」とし、「特許法施行規則」に改める。

附則  
 この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。

告 示

○文部科学省 告示第五号

経済産業省 告示第五号  
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第225号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成十五年九月十日

文部科学大臣 遠山 敦子  
 経済産業大臣臨時代理 林 寛子  
 国務大臣

原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金交付規則の一部を改正する規則  
 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金交付規則（平成九年科学技術庁・通商産業省告示第九号）の一部を次のように改正する。  
 第二条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 使用済燃料の貯蔵施設 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち、発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第229号）第三条第十号に掲げる施設をいう。

十一 対象中間貯蔵使用済燃料 使用済燃料の貯蔵施設に貯蔵されている使用済燃料であって、基準日において貯蔵が開始された日から三年を経過して当該施設に現に貯蔵されているものをいう。

第四条第一項中「A + B + B + C + D」を「A + B + B + C + D + E + F + G + H」に改め、同項に次のように加える。

Eは、別表第六の上欄に掲げる当該原子力発電施設等所在等市町村の区域内において設置されている対象原子力発電施設等の前々会計年度における稼働実績（原子力発電施設（機構が設置するものを除く）にあつては発電電力量、機構が設置する原子力発電施設及び発電用施設周辺地域整備法施行令第三条各号に掲げる施設にあつては別表第九の上欄に掲げる原子力発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数をメガワット時を単位として表した発電電力量をいう。）の合計の区分に応じ、それぞれ別表第六の下欄に掲げる金額とする。

Fは、別表第七の上欄に掲げる特別対象原子力発電施設等の前々会計年度における稼働実績の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

Gは、別表第八の上欄に掲げる長期対象原子力発電施設等の前々会計年度における稼働実績の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

Hは、当該原子力発電施設等所在等市町村の区域内において設置されている使用済燃料の貯蔵施設毎に、次の算式により算定して得た金額の合計額とする。

$$T_1 \times 400,000$$

T<sub>1</sub>は、当該使用済燃料中間貯蔵設備に貯蔵されている対象中間貯蔵使用済燃料の重量をトンを中心として表した値とする。

第四条第二項中「a<sub>1</sub> + a<sub>2</sub> + b<sub>1</sub> + b<sub>2</sub> + b<sub>3</sub> + b<sub>4</sub> + c<sub>1</sub> + c<sub>2</sub> + d<sub>1</sub> + d<sub>2</sub>」を「a<sub>1</sub> + a<sub>2</sub> + b<sub>1</sub> + b<sub>2</sub> + b<sub>3</sub> + b<sub>4</sub> + c<sub>1</sub> + c<sub>2</sub> + d<sub>1</sub> + d<sub>2</sub> + e<sub>1</sub> + e<sub>2</sub> + f<sub>1</sub> + f<sub>2</sub> + g<sub>1</sub> + g<sub>2</sub>」に改め、同項に次のように加える。

e<sub>1</sub>は、別表第六の上欄に掲げる当該原子力発電施設等所在等市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電施設等の前々会計年度における稼働実績の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。  
 当該複数立地対象原子力発電施設等のうち当該原子力発電施設等所在等市町村に係る部分の予定建設費

当該複数立地対象原子力発電施設等の予定建設費

e<sub>2</sub>は、別表第六の上欄に掲げる当該原子力発電施設等所在等市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電施設等以外の対象原子力発電施設等の前々会計年度における稼働実績の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。